

一般社団法人日本歯内療法学会 会員行動倫理審査規定

(趣旨)

第1条 一般社団法人日本歯内療法学会(以下「本学会」という)会員は本学会の名誉を傷つけ、また、本学会会員行動規範に違反する行為をしてはならない。

2 本学会に会員行動倫理審査委員会(以下「本委員会」)を設け、会員行動規範に反する行為に対して必要な処分を行うものとする。

(会員行動倫理審査委員会の構成等)

第2条 本委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 倫理・利益相反委員会委員長
- (2) 理事2名
- (3) 外部委員2名

2 (2)と(3)の委員は、理事長が任命または委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、委員に欠員が生じたときは、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

4 倫理・利益相反委員会委員長が本委員会の委員長になる。

5 委員長は必要に応じて副委員長を置くことができる。

6 事故、病気等により委員長が職務を遂行できない場合は、副委員長がその職務を代行する。

7 委員長の判断により、理事長の許可を得て関連する委員会の委員長等を本委員会の委員として委託することができる。

8 委員長の判断により、理事長の許可を得て弁護士等に専門的な情報の提供および法的手続き等を依頼することができる。

(招集)

第3条 会員の行動に対して倫理審査を希望する本学会委員会の委員長は、審査内容を作成し、倫理・利益相反委員会委員長に提出する。

2 倫理・利益相反委員会委員長は理事長および審査を希望した当該委員会委員長と本委員会による審査の必要性を検討し、必要と判断した場合は、委員会を招集する。

(定員数)

第4条 本委員会は、原則として委員全員の出席がなければ、委員会を開くことができない。

(審査費用)

第5条 委員会の審査に付随して発生する費用は本会が負担する。

2 委員には相応の交通費を支給する。外部委員には、交通費に加えて、1日に付き2万円の審査料を支払う。

(処分)

第6条 処分は、除名、会員資格停止、指導医・専門医資格の喪失、指導医・専門医申請の停止、戒告、
嚴重注意などとする。

(結果の報告)

第7条 本委員会は、審査結果を理事会に報告し、承認を得なければならない。

2 本学会は、社員総会において処分内容を報告しなければならない。

(異議申し立て)

第8条 処分内容に異議のある者あるいは会員は、処分の通知を受けた日から2週間以内に文書をもつて理事長に異議申し立てができる。

2 異議申し立てを受けた場合は、受けた日から1か月以内に倫理・利益相反委員会を招集し、処分内容を再審査する。

3 再度の異議申し立ては受け付けない。

(規定の改廃)

第9条 この規定の改廃は、倫理・利益相反委員会および理事会の議を経て、社員総会の承認を得なければならない。

附則

この規定は、2020年10月1日から施行する。